

ドクターヘリによる患者搬送手順

2019/4

【救急現場からの要請による患者搬送】

①119番通報

一般市民から消防本部への救急要請

②救急車出動

③ドクターヘリ出動要請

ドクターヘリが必要な事案では、消防本部指令課もしくは救急隊からドクターヘリホットラインを使用して要請する。

救急隊が現場到着前にも要請は可能である。

④ドクターヘリ出動

⑤RPの安全管理

消防の支援隊もしくは救急隊による安全管理。安全管理ができたなら、安全管理者は、ドクターヘリに無線で連絡を行う。

⑥救急車搬送

救急隊はRPまで救急車により患者を搬送する。患者の様態を無線にてドクターヘリへ連絡する。

⑦患者搬送

RPにおいて救急車内で診療を行い、ヘリコプターへ患者を移して搬送する。

【転院搬送】

★山梨県立中央病院へ転院搬送する場合

①患者の収容依頼

搬送元担当医師は、山梨県立中央病院受入当該科医師へ電話等で情報提供を行い、患者の受け入れの可否、受け入れ日時、搬送手段について協議を行う。

②患者の受け入れを承諾

ドクターヘリ(DH)での搬送を検討する場合には以下の手順に進む。

③DHでの搬送の決定

受入当該科医師、救急科リーダー医師、運行管理担当者(CS)で患者情報を共有してDHでの搬送の可否を協議する。

④DHでの搬送の確認

救急科リーダー医師またはフライトドクターは、搬送元病院へ搬送日時、患者の状態(氏名・生年月日・住所・連絡先・既往歴・現病歴・バイタルサインなど)・使用中の医療機材・薬剤等の確認をチェックリストに従って行う。

⑤消防本部へDH要請を依頼

搬送元病院から管轄消防本部へ DH 要請を依頼する。

患者情報の伝達、病院からヘリポート(RP)までの搬送手順・時間等を協議する。
山梨大学附属病院屋上ヘリポート、市立甲府病院ヘリポートを使用する場合には病院職員が安全管理を行うので必要ない。

⑥ドクターヘリホットラインによるドクターヘリの要請

RP、ドクターヘリ着陸予定時刻、救急車到着予定時刻、出動車両等の確認を行う。

山梨大学附属病院屋上ヘリポート、市立甲府病院ヘリポートを使用する場合には病院職員が安全管理を行う。

⑦救急車で患者を迎えに行く。

⑧消防支援隊は RP の安全管理を行う。

山梨大学附属病院屋上ヘリポート、市立甲府病院ヘリポートを使用する場合には病院職員が安全管理を行う。

⑨救急車で RP まで患者の搬送を行う。

患者の様態によっては、ドクターヘリの医療スタッフが RP から救急車で搬送元病院へ向かうこともある。

⑩ドクターヘリが RP へ向かい、救急車からドクターヘリへ患者を引き継ぐ。

⑪ドクターヘリによる患者の搬送。

★山梨県立中央病院以外の医療機関へ転院搬送する場合

①患者の収容依頼

搬送元担当医師は、搬送先病院受入当該科医師へ電話等で情報提供を行い、患者の受け入れの可否、受け入れ日時、搬送手段について協議を行う。

②患者の受け入れを承諾

ドクターヘリ(DH)での搬送を検討する場合には以下の手順に進む。

③DH での搬送の決定

搬送元病院の担当医は、山梨県立中央病院救急科リーダー医師へ DH での患者搬送の要請し可否を検討する。搬送元病院担当医師、受入先病院当該科医師、救急科リーダー医師、運行管理担当者(CS)で患者情報を共有して DH での搬送の可否を決定する。

④DH での搬送の確認

救急科リーダー医師またはフライトドクターは、搬送元病院へ搬送日時、患者の状態(氏名・生年月日・住所・連絡先・既往歴・現病歴・バイタルサインなど)・使用中の医療機材・薬剤等の確認をチェックリストに従って行う。

⑤消防本部へ DH 要請を依頼

搬送元病院から管轄消防本部へ DH 要請を依頼する。

患者情報の伝達、病院からヘリポート(RP)までの搬送手順・時間等を協議する。山梨大学附属病院屋上ヘリポート、市立甲府病院ヘリポートなどの病院に併設するヘリポートを使用し病院職員が安全管理を行うことができる場合には必要ない。

⑥ドクターヘリホットラインによるドクターヘリの要請

RP、ドクターヘリ着陸予定時刻、救急車到着予定時刻、出動車両等の確認を行う。

山梨大学附属病院屋上ヘリポート、市立甲府病院ヘリポートを使用する場合には病院職員が安全管理を行う。

⑦救急車で患者を迎えに行く。

⑧消防支援隊は RP の安全管理を行う。

病院ヘリポートを使用する場合には病院職員が安全管理を行うことができる。

⑨救急車で RP まで患者の搬送を行う。

患者の様態によっては、ドクターヘリの医療スタッフが RP から救急車で搬送元病院へ向かうこともある。

⑩ドクターヘリが RP へ向かい、救急車からドクターヘリへ患者を引き継ぐ。

⑪ドクターヘリによる患者の搬送。

#山梨大学附属病院、市立甲府病院など病院にヘリポートが併設されており、消防の介入が必要ない場合には、⑤～⑨は省略できる。

#ドクターヘリ搬送同意書を事前に搬送元病院から FAX で送信するか、搬送時に受け取る。

#緊急搬送時には、上記手順をふまないことも可能である。

【注意事項】

・ドクターヘリ機内に持ち込む医療機器については、予め電磁干渉試験に合格したものを使用する必要がある。

・モニター、除細動器、吸引器、シリンジポンプ 1 台は機内備え付けの機器を使用します。追加のシリンジポンプが必要な場合には事前に確認が必要です。輸液ポンプは使用できません。

・原則として、患者家族等の関係者はドクターヘリに同乗できません。また、搬送元病院の医療スタッフも同乗の必要はありません。

・新生児搬送時には、保育器を搭載することができる。

【連絡先】

山梨県立中央病院(代表)：055-253-7111

救命救急センターFAX：055-252-7611

山梨県立中央病院高度救命救急センターホームページ：

<https://www.ych.pref.yamanashi.jp/department01/1052/>